

上越地域消防事務組合物品調達等業者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越地域消防事務組合が発注する物品の製造の請負、購入若しくは賃貸借、印刷製本又は役務の提供（以下「物品調達等」という。）について、上越地域消防事務組合入札参加資格審査要綱（平成29年12月7日実施）第2条の規定において準用する上越市物品入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第5号）第2条に規定する入札に参加することができる者（以下「有資格業者」という。）を、指名競争入札の参加者又は随意契約の相手方とする指名（以下「指名」という。）の対象から除外すること（以下「指名停止」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 物品調達等の有資格業者に対する指名停止については、上越市物品調達等業者指名停止措置要領（平成24年1月16日実施）の規定（同要領中第6条の規定を除く。）を準用する。

附 則

この要領は、平成29年12月7日から実施する。